

地方議会制度の概要②

～議員定数・議員の報酬等～

○ 議員の定数

- 議員の定数は、条例で定める。
(法 § 90①、91①)
- 町村は、条例で、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。
【町村総会】 (法 § 94)

○ 議員報酬等

- 議員報酬、費用弁償を支給
(法 § 203①・②)
- 期末手当を支給することが可 (法 § 203③)
- ※ 額・支給方法は条例で規定 (法 § 203④)

○ 政務活動費 (法 § 100⑭・⑮・⑯)

議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会の会派・議員に対し、政務活動費を交付することができる。

- ※ 額・対象経費の範囲・支給方法等は条例で規定
- ※ 交付を受けた会派・議員は、条例で定めるところにより議長へ収支報告書を提出
- ※ 議長は、政務活動費の使途の透明性確保に努める。